

公立大学法人大分県立看護科学大学不動産等管理規程

平成18年 4月 1日
規程第 50 号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大会計規程（以下「会計規程」という。）第31条の規定に基づき、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）における不動産等の管理について必要な事項を定め、もって不動産等の適正な取扱いを図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「不動産等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 土地、建物（附属設備を含む。）、構築物
- (2) 特許権、商標権その他これらに準ずる権利
- (3) 借地権、地上権その他これらに準ずる権利

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 取得 不動産等を購入、自家建設、交換、寄附、出資等により所有又は改修若しくは改造により当該不動産等の価値又は能力を増加させることをいう。
- (2) 貸付け 不動産等を本学以外の者に使用させることをいう。
- (3) 処分 不動産等を譲渡し、交換し、取り壊し、又は贈与することをいう。
- (4) 除却 処分された不動産等の登録を抹消することをいう。

(資産管理責任者)

第3条 資産管理責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 不動産等の取得に関すること。
- (2) 不動産等の使用状況の把握に関すること。
- (3) 不動産等の維持及び保全に関すること。
- (4) 不動産等の貸付け及び処分（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第44条に規定する重要な財産である不動産等の処分は除く。）に関すること。
- (5) 固定資産台帳の整備に関すること。
- (6) その他不動産等の管理に関すること。

2 会計規程第29条第4項に規定する事故があるときとは、次のいずれかに該当するときをいう。

- (1) 欠員となったとき。
- (2) 休暇、欠勤等により長期にわたりその職務を執ることができないとき。
- (3) 出張その他の事情により、その職務を行うことができないと認められるとき。

(使用者の義務)

第4条 不動産等を使用する者は、善良なる管理者の注意義務をもって使用しなければならない。

(取得)

第5条 不動産等を取得したときは、当該不動産等を帳簿に登録しなければならない。

(貸付け)

第6条 不動産等は、本学の通常の業務活動に支障がない限りにおいて、本学以外の者に貸し付けることができる。

(処分)

第7条 不動産等は、本学の管理運営上必要がなくなったとき、又はやむを得ない事情がある場合に、これを譲渡し、又は担保に供することができる。

(除却)

第8条 資産管理責任者は、次の各号に該当する場合には、遅滞なく除却を行うものとする。

- (1) 災害等により滅失したとき。
- (2) 処分に伴い所有権が消滅したとき。
- (3) 本来の用途及び目的を達成できなくなり使用を停止したとき。

(登記)

第9条 登記を要する不動産等について、登記原因が発生したときは、遅滞なく登記しなければならない。

(資本的支出及び修繕費)

第10条 不動産等の性能を向上させ、又は耐用年数を延長するために要した支出は、これを当該不動産等の価額に加算するものとする。ただし、不動産等の維持保全のために要した費用は、修繕費として処理するものとする。

(固定資産台帳)

第11条 資産管理責任者は、不動産等について、固定資産台帳を備えなければならない。

- 2 資産管理責任者は、不動産等のうち会計規程第28条に規定する固定資産について取得、処分その他の事由に基づく変動等があった場合は、遅滞なく、固定資産台帳に記録し、常にその状況を明らかにしておかなければならない。
- 3 不動産等のうち、土地については登記簿謄本及び公図の写し等を、建物については登記簿謄本及び平面図等の書類を整備しておかなければならない。

(取得価額)

第12条 不動産等の取得価額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 購入した場合は、購入代価及び付随費用（設計料、登記料等を含む。）
- (2) 自家建設した場合は、適正な原価計算により算定した価額
- (3) 寄附及び出資による場合は、時価等を基準とした公正な評価額
- (4) 交換による場合は、交換に際して提供した資産の帳簿価額
- (5) その他の場合は、時価等を基準とした公正な価額

(減価償却の方法)

第13条 償却資産における減価償却の開始は、その資産を取得し、業務の用に供した日の属する月をもって開始月とする。

- 2 減価償却の計算方法は、定額法によるものとする。

- 3 有形固定資産の残存価額は備忘価額とし、無形固定資産は0円とする。
- 4 減価償却の基準となる耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵令第15号）の定めるところによる。ただし、特定の研究目的のために取得した償却資産については、当該研究が終了するまでの期間を耐用年数とする。

（評価減）

- 第14条 予見することのできなかつた新技術の発明等の外的事情により固定資産が機能的に著しく減価した場合には、臨時に減価償却を行わなければならない。
- 2 災害、事故等の偶発的要因によって不動産等が滅失した場合には、その滅失部分の金額につき、当該償却資産の帳簿価額を減額しなければならない。
 - 3 固定資産に減損を認識した場合は、当該資産の帳簿価額を減額しなければならない。

（雑則）

- 第15条 この規程に定めるもののほか、不動産等の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。